

1 生活道路の交通安全について

4月から自転車条例が施行されます。事故の賠償に備えた保険加入と頭部の傷害を軽減するヘルメット着用の義務化が主要な点です。

我が党の代表質問への答弁で保険料やヘルメット購入費について「就学援助による保険料やヘルメットに特化しての支給は考えていない」、「通勤・通学以外の場合は、生活保護費のやりくりによって賄っていただくことになる」との答弁でした。

これからは自転車の保険加入や子どものヘルメットは義務になります。就学援助や生活保護を受けている世帯、そのほか生活が苦しい世帯も対象です。ヘルメットを三つ買ったなら1万円くらいにはなりません。経済状況によって条例違反にならないような条件整備は市の責務です。

そこで質問です。

ア 経済状況にかかわらず条例を守れるように、低所得者向けに保険加入やヘルメット購入の補助制度を設けませんか。

イ 市が保険料やヘルメットの補助制度を設けた場合、生活保護の収入認定しないようにすべきではありませんか。国の見解はどうなっていますか。

ウ 市民のヘルメットの所有率は把握していますか。低所得者に購入補助をした場合の試算はいくらになりますか。

自転車の保険とヘルメットは事故が起きた際の備えです。その前に事故が起きにくいような環境整備が大切です。

国交省が全国の調査をして、バスが停車すると交差点の直近になったり横断歩道に掛かったりする危険なバス停が7,300カ所あまりある、と昨年10・11月に公表しています。岡山県には30カ所あるとのこと。道路管理者としての対応も必要です。

地域の生活道路での事故防止策も求めます。

私の住んでいる地域に、何度も一時不停止による事故が起きている交差点があります。四方にある三軒がそれぞれ事故の車に門柱、塀、車庫を壊され、家が建っていない一方には車を除けた自転車が飛び込んだことがあります。

罰則のある一旦停止が規則として最も強力なのは確かですが、交差点への注意を高めたり、進入速度を抑制したりするサインなどの方法が取られている道路もあります。

例えば市役所のすぐ近くの医大前商店街の交差点には赤い枠が描かれて交差点であることが強調されています。数値化はされていないようですが、効果は

認識されているとのことですので。

新しく家が建ったりミラーが曇ったり、道路の状況は変化します。市職員のパトロールだけでは把握しきれない部分は市民の協力を得やすい仕組み作りでの対応が考えられます。

そこで質問です。

エ 自転車安全に走れるための走行空間の市周辺部への延伸はどのように進めますか。

オ 新岡山港へ向かう産業道路の歩道の狭さや段差は解消されますか。

カ 市内の危険なバス停を把握していますか。

キ 危険なバス停の改善はどのように進めますか。

ク 道路管理者として、交通事故が多発している箇所における事故防止策はどのように進めますか。カラー舗装や自発光式道路鋸などの設置に条件はありますか。

ケ 「交通事故多発」などの警告メッセージを沿道に表示するにはどのような条件や許可が必要ですか。

コ 道路の危険箇所や道路施設の損傷について、市民が市へ画像を送って情報提供ができるサイトやアプリを作りませんか。

2 税制改正と国民健康保険料・介護保険料について

今議会に税制改正に伴い国保料の軽減判定の対象所得を変える条例案が出されています。

給与所得控除・公的年金等控除が10万円引き下げられ、基礎控除が10万円引き上げられる改正に対して、年金を受給しながら農業をしている方から、控除の引き下げで所得が上がり、保険料が上がるのではないかと懸念を聞きました。国民健康保険料の料率は据え置きが提案されていますが、他の影響でも保険料が上がることは強い不安があります。

条例改正で軽減判定の額が変更されます。それ以外の仕組みと保険料への影響の有無を確認します。

また国民健康保険財政全体への影響が指摘されています。

事業所得のみの人は給与所得控除が下がる影響はなく、基礎控除が引き上げられることで所得が下がり、保険料が下がります。

公的年金等所得に係る保険料の減額付加の特例についても、合わせて条例が改正されます。軽減判定は15万円を控除して行うので、保険料も控除された額を基に算定するのが自然だと思います。

国保財政としては収入が減る可能性があります。国が決めた税制改正による収入減を保険料の引き上げでカバーするようなことになっては不合理です。もし減収になった場合は国が責任を持つべきです。

合わせて介護保険料への影響も確認します。

そこで質問します。

ア 税制改正の趣旨と内容はどのようなものですか。

イ 税制改正により、収入が同じで国民健康保険料が上がる人は出ませんか。

ウ 税制改正により、収入が同じで介護保険料が上がる人は出ませんか。

エ 国保の市の4割軽減の位置づけをどう考えていますか。基準を引き上げませんか。

オ 国保料で、公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例について、この機会に保険料は15万円を控除した状態で算定するようにも変えませんか。

カ 税制改正が国民健康保険財政の保険料収入に与える影響は試算していますか。

3 文化・芸術の支援について

文化芸術基本条例の制定に関して「市民の鑑賞機会の確保も含まれる」との答弁がありました。

市民団体が公演に使う際にコストが掛かるとチケット代に跳ね返り、鑑賞しにくくなってしまいます。芸術創造劇場を市民が利用する際、現在の市民会館等と同等の負担で使えるようにするべきであり、設備と備品の使用料もトータルで考える必要があります。

鑑賞には音楽や演劇の公演、絵画・写真や造形の展示など、様々なものがあります。

鑑賞機会の確保は発表機会の確保と一体です。市民が自らの作品を発表しやすい環境をつくることも必要です。

芸術創造劇場、新市庁舎、シティミュージアムといった新しく整備する施設と既存の施設の活用が考えられます。

例えばシティミュージアムにある足守のものは足守文庫を改修して足守へ、岡山城や城下町関係はリニューアル後の岡山城へ移す、別に保管庫を整備するなど展示と収蔵のあり方を工夫すれば市民の展示スペースを作ることができそうです。

そこで質問です。

ア 芸術創造劇場は、会場・空調・設備と備品の全体で現在の市民会館・市民文化ホールと同程度の負担で使えるように設備や備品の使用料を設定しますか。

イ 市民が無料で気軽に作品展示をできる場所の確保はどのように進めますか。

ウ 岡山市出身の芸術家の作品の収蔵や展示の場としての市立美術館は必要ありませんか。シティミュージアムでその機能を強化できますか。

儲けや採算だけでは成り立たない文化・芸術を公が財政的に支援するのは当然ですが、公平性と市民の納得が必要です。おかやま国際音楽祭はもともと市全体のイベントです。特定のプログラムの会場が周辺部だから、と地域振興基金を使うのは違和感があります。使うとすれば、合併前からの郷土芸能や地域の文化財に対してです。

そこで質問です。

エ おかやま国際音楽祭で地域振興基金を使う理由は何ですか。周辺地域でのイベントも元の実行委員会としての予算で行うべきではありませんか。

芸術創造劇場が開館した後の市の文化・芸術施設の構成についてもお尋ねします。

オ 芸術創造劇場が開館した後で、市民会館は取り壊されることになりませんか。

4 自主防災組織と個別支援計画について

自主防災組織について、避難の必要性が低い町内会、半数以上が高齢者だったり世帯数が 50 世帯未満だったりして単独での活動が困難な町内会は連合町内会がカバーすれば、結成したことになって、自主防災組織 100% 結成ということになります。

しかし連合町内会長もどこかの単位町内会長である場合が多く、災害時に避難誘導が機能するかは疑問です。

そこで質問です。

- ア 自主防災会結成にカウントする場合、避難誘導の役割が果たせるのか、連合町内会と当該町内会をカバーできるか確認をとるようになっていきますか。
- イ 単位町内会での結成に困難がある自主防災組織には特別の支援が必要になりませんか。

また個別支援計画作成支援が予算化されました。個別支援計画は、今まで避難行動要支援者が避難できるように作成することになっていたものですが、実際は進んでいませんでした。

そこで質問です。

- ウ 個別支援計画策定状況の把握はどう行いますか。計画策定の進捗と予算執行の評価はどのように行いますか。